

令和8年6月定例会 一般質問 青木恒子議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「デマンドタクシー値上げ反対署名の名簿利用」

○青木恒子 日本共産党青木恒子です。

今、世界情勢では、ウクライナ戦争、イラン戦争、平和に対して国民は不安を覚え、7割以上の国民が戦争を終わらせてほしいと願っています。

しかし、高市首相の台湾有事発言から中国との関係が悪化し、日本は戦争する国づくりに、軍事拡大、殺傷能力のある武器輸出、南西諸島にミサイル配備と、戦争前夜のようになっています。

国民の不安は、国会前に3万6,000人の戦争反対、憲法改憲反対集会が行われ、全国各地に広がっています。

この香芝市においても、五位堂駅前において、戦争反対、60名規模のペンライト集会、2回ほど行われています。

また、この間、恒例で行ってきた、香芝では平和行進が6月15日に開催されます。5月に東京を出発し、8月の広島、長崎を目指して全国をリレーする原水爆禁止国民平和行進が行われます。行進の中には、通して歩き続けてこられた方もおられます。

香芝市は、1993年9月の市議会の決議を経て、次のような平和宣言がされました。香芝市は、生命の尊厳を重んじ、核兵器の全面的廃絶と軍縮を全世界に訴え、世界の全ての人々と手を携えて、恒久平和の実現を希求し、ここに平和都市であることを宣言するとあります。

2010年には、平和首長会議に加盟しており、市役所前の平和宣言都市のモニュメントや市民の平和行進、戦争展といった取組が、市の平和を願う取組として継続しています。

昨年までは、平和行進は奈良県実行委員会や市民団体が香芝市役所を訪問し、核兵器廃絶に向けた署名やペナントの受領、市長または代理の幹部職員による市役所前出迎えや、市長室での懇談が行われてきました。

残念ながら、今年はこの平和行進が政治活動だとの見解で、香芝市役所訪問ができなくなり、親水公園でイベントを行います。全国の自治体の大多数、そして奈良県内でも、庁舎訪問ができないのは残念ながら唯一、香芝市だけです。

香芝市は、平和首長会議加盟、議会が議決した平和宣言と積み上げてきた歴史があります。市民や行政が上げて恒久平和実現のため、平和宣言どおりに、来年は全国の自治体並みの庁舎訪問ができるように要望したいと思います。よろしくお願いします。

大項目のデマンドタクシー値上げ反対署名の名簿利用について質問します。

まず、この問題については、たくさんの方の反対の声が上がりました。2025年9月議会で、

急遽、200円から500円の公共交通料金を2.5倍に上げて、市民の皆さんの不安と怒りが広がり、たった2か月で署名が1,620筆集まりました。ところが、その署名の氏名住所の名簿を、香芝市行政が利用申請者登録名簿と照合し、利用申請者の中で署名した人数を予算委員会で公表するということがありました。これを知った市民の皆さんは、値上げを反対だと言うつもりだけで書いたのに、行政は名前や住所をチェックするのか、これから恐ろしくて署名はできないじゃないか、そういう声を複数聞いております。この問題については、民主主義の根本に関わる問題だというふうに思い、質問をすることにしました。

誰の指示でこの署名名簿と利用者名簿を照合したのかということについて質問いたします。壇上からの質問を終わります。反対署名の名簿と利用者登録面を照合する指示は誰だったのかということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○都市創造部長 確認の実施は本市として決定したものでございます。

この決定を含めて、市政の最終的な責任者は市長でございます。

本市として組織的に決定したことに関して、いずれの職員が指示をしたのかということについて、個人を特定して明らかにすることは差し控えさせていただきます。

以上です。

○青木恒子 こういう内容が、とても重要にもかかわらず、誰の指示か分からないということはどういうことか、納得がいきませんが。例えば、これは口頭の指示だったんでしょうか、それか担当所管が進んでした調査なんんでしょうか、それについてお答えください。

○都市創造部長 口答での指示でございました。

○青木恒子 口頭での指示ということでは、なおさら恐ろしい話だなというふうに思います。

なぜ、公文書管理法の精神から公文書の指示を出さなかったのか。何で口頭だったのか教えてください。

○都市創造部長 業務上の指示は、文書で行われることもあれば口頭で行われこともございます。口頭で指示を出すことは、業務遂行上は一般的な行為でございまして、全ての指示について文書を作成しているものではございません。

以上です。

○青木恒子 じゃあ、口頭指示というのは津本部長が出した指示なんですか。

○都市創造部長 本市として組織的に決定したことに関して、いずれの職員が指示したのかということについて、個人を特定して明らかにすることは差し控えさせていただきます。

以上です。

○青木恒子 今回の問題は、署名の住所名前と、そして香芝市が持っている利用者登録名簿を照合させたわけです。これは、個人情報保護に関してとても大きな民主主義の根幹に関わる問題ですけども、それに対して文書がないという、こういうことは手続上の違法、責任所在の不透明化ではないかと思うんですがいかがでしょうか。市長いかがでしょうか。

○市長 違法とおっしゃるんですけども、具体的に何という法律の何条に違反している

のか明らかにしていただかないと、答えようがないんですけれども。議員が繰り返し主張されているような違法性は全くないものと考えてございます。

○青木恒子　じゃあ、そうしたら、市長は弁護士であられるから当然ご存じだというふうに思った上で質問をしております。

私自身も、この問題が、署名を本当に目的外使用で調べたということで、心の中がもやもやして、香芝市に住んでおられる、三橋市長と同じ大阪弁護士会に所属されている弁護士にも相談しました。そういう意味におきましては、こういう公文書の管理法条ということは、とても大事だというふうに思います。手続の違法性というふうに私は思ったわけです。

指示を下すのがいつも口頭での指示だったとしたら、問題が起こったときに、これは誰の責任だと、そういうふうになってしまい、責任の所在の不透明化になります。しかも、ここは税金を使つての担当所管の仕事でもあります。

こういう今回の問題は、個人情報の目的外使用、相当な理由の有無を慎重に審査して、決裁を経るプロセスが必要かと思います。文書による承認ということが必要です。この組織的決裁を行わず、長の独断による口答指示だけだったとしたら、個人情報を利用したのであれば、適切な行政手続を欠いた不適切な執行だと思いますが、それはいかがでしょうか。

○市長　責任の所在が曖昧とおっしゃるんですけれども、文書質問でも回答させていただきましたし、先ほど都市創造部長も答弁をさせていただきましたが、確認の実施は本市として決定したものでございまして、この決定を含めて市政の最終的な責任者は私でございます。

繰り返しになりますけれども、議員が主張されているような違法性は全くないものだと考えてございます。デマンド交通の運営についての要望書の内容を踏まえまして、課題及び方向性を検討したものでございます。デマンド交通のよりよい運営につきましてご意見をいただいて、そのために、実際、検討するために用いたということでございまして、これにつきましの法的見解は既に文書質問でも明らかにしておりでございます。

○青木恒子　現代の公務員の実務、コンプライアンス及び公文書の管理の観点というのは、どの自治体でもやっております。

これが、例えば市長の口頭指示だったとしたら、個人情報の目的外利用だということで、住民の権利、利益を侵害するリスクがある重要な決定だというふうに見られても仕方ありません。そんな中で、例えば訴える市民がいてたらどうでしょうか。決裁する文書は、口答指示だったという、こういうことはあり得ないというふうに思います。復命や記録化することで、部下の防衛策にもなります。職員を大切にすることが、市民によりよい行政サービスを提供するという大前提を考えるならば、市長の答弁、例えば口答指示でいいということにはならないというふうに思うんですけれども、文書で残す必要はないと考えた理由についてお答えください。

○市長　議員のおっしゃるその大阪弁護士会所属の弁護士というのは、一体どなたなんですか。存在するかどうか分からない弁護士の名前を出されても、反論のしようもございませ

んし、説明のしようもございません。文書での指示が行われることもあれば、口頭で行われる指示もあるということについては、先ほど都市創造部長が答弁したとおりでございます。

念のため申し上げますと、都市政策交通課がデマンド交通の利用者と要望書に添付された署名簿を対照して、デマンド交通の利用者のうち何名の方が要望しているかを確認したというものでございます。全く利用されていない方が署名をされていたというような事実も明らかになってございますし、こういった点につきまして、デマンド交通の運営において、要望書の内容を踏まえた課題や方向性を適切に検討する上で重要であると考えられたことから、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第2号の、所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるときに該当するものと判断をして、本市として利用決定したものでございます。訴えていただくのであれば、訴えていただいても構いません。

○青木恒子 本市として決定したということがあったら、決裁文書を残すべきです。文書を残さず口頭指示をするというのは、市長にとっては日常茶飯事のことなんですか。

○市長 先ほど申し上げましたけれども、業務上の指示は文書で行われることもあれば口頭で行われることもございます。全ての指示を文書で行うということになれば、紙が何枚あっても足りませんし、環境にもよくありませんので、口頭でするものについては口頭で足りるものとして行っているという判断でございます。

例えば、簡単な指示なら口頭でいいと思います。今回の問題は、個人情報保護条例に関わる大きな問題です。市民の皆さんからも、私は値上げをしてほしくないという一心で書いた署名だと。しかも、それは利用者だけではなく家族の方も、これがあるから私は安心して働けるから署名をしたんだと、幅広い市民の方々の声になるわけです。それについて、登録者の名簿と署名の名簿を照合するということは、大きく人権に関わるような問題です。このことについて、文書で指示を出さなく、口頭で指示を出すという、その感覚が私には分かりません。

ぜひとも、今働いておられる市の職員の人を守るためにも、きちっとした形で、文書で指示を出していく、こういうことをしていただきたいというふうに思います。そして、責任の所在を明らかにしていくことが行政を透明化していくことにもなるというふうに思いますので、市長にお願いしたいというふうに思います。市長よろしいでしょうか。

○市長 ご指摘のような市民の権利を侵害し信頼を損ねたというような事実は全くございません。人権侵害とおっしゃるのであれば、日本国憲法の第何条に規定する人権を侵害したとおっしゃられているのか、それを明らかにして質問していただかないとお答えのしようがございません。

○青木恒子 この問題については、例えばこれは請願権の問題にもあります。請願権は、国民自らの意見や要求を公的機関に表明する基本的人権の一つです。そういう基本的人権を侵害した、先ほど言いましたけれども、照合したことによって傷ついた市民がいることは明らかです。何も傷ついた人がいないという市長の答弁は、あまりにも市民を愚弄するものだ

と思いますが、いかがですか。

○市長 請願権の行使というのは、日本国憲法と請願法に記載された所定の手続を経て行われたものでございまして、今回につきましては、署名を提出されたというものでございまして、請願として処理しているものではございません。

繰り返しの答弁でございますけれども、本件におきまして市民の権利が侵害されたというような事実は全くないものと認識をしております。

○青木恒子 これは、憲法16条ですけれども、これは請願というふうになっていますが、請願も市民の要望書も、大きくは請願の部分は署名とか印鑑が要りますけれども、署名については日常的に市民が、こういうふうな要望があるんだということで公的機関に出しているのが署名です。そのことについて、違いがあるわけではないというふうに思います。ぜひとも、そのことについては、個人情報に関わる大きな問題ですから、意識していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。

行政機関が個人情報を保有するに当たって、個人情報保護条例61条の1項では、法令に定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないというふうにあります。

デマンド交通利用申請者の登録名簿の利用目的は何でしょうか。

○都市創造部長 利用登録者名簿の作成の目的ということでよろしいでしょうか。

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではございませんが、デマンド交通の利用登録者名簿は、利用者の氏名、住所、年齢等を登録することで、予約の受付や緊急時の対応を円滑に行うために作成しているものでございます。

また、利用人数、予約状況、目的等の利用実態について分析し、デマンド交通の運営上の課題及び方向性を検討していくために基礎資料として活用しているものでございます。

以上です。

○青木恒子 この内容については、利用申請者登録名簿は、デマンドタクシーの予約と運行管理が目的で行政が行っているというふうに確認しています。そして、そういう保管している大切な個人情報になるわけです。

こういうふうにご利用目的を明らかにしている、このことについて、先ほどから言っている内容です。つまり利用目的はこの2つになるわけです。署名と照合するための目的ではありません。そういう意味においては、これは利用者登録名簿の目的外利用に当たるというふうにと思いますが、いかがですか。

○都市創造部長 先ほどもご説明させていただきましたが、利用人数、予約状況、目的等の利用実態について分析し、デマンド交通の運営上の課題及び方向性を検討していくための基礎資料として活用しているものでございます。

以上です。

○青木恒子 利用目的を特定して仕事をされていると。

それでは、1,620名の要望書を提出されたわけですが、その目的はどのように捉えていますか。

○都市創造部長 お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではございませんので、要望書に記載された要望事項について、署名した本人の意思であることを表示するためのものであると史料いたします。

以上です。

○青木恒子 市民の方の要望です。要望書は、値上げはやめてほしいという目的で書かれた内容です。このことの署名の内容、住所氏名を照合するために出しているわけではありません。このことが2つとも明らかになってきたというふうに思います。

国民の意見とか要求を公的機関に表明する、これは大きな基本的人権の一つだというふうに思います。

今回、この問題については、個人情報保護法の目的外利用だということについては、それで確認してよろしいでしょうか。

○市長 この取扱いの法的見解につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。

○青木恒子 目的外利用というふうに認めた上で、次のところに例外としてあるということで、市長がおっしゃられているということでしょうか。

○市長 この取扱いに関しての法的見解につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。

○青木恒子 市民の方が侵害をされていないという捉え方ですが、実際、侵害されているという事実があるということをご確認していただきたいというふうに思います。

個人情報保護の目的外利用で個人情報保護法違反ではないかというふうに思うのですが、目的外利用、これについての根拠、利用された根拠ということは、どういうことか説明してください。

○市長 先ほど答弁したとおりでございます。

○青木恒子 例えば、この理由を私も開示請求して見させていただきましたが、値上げの正当性を述べるだけであって、利用者申請登録者と要望書の署名者を対照させる理由には当たらないと、そういうふうに思うんですが、それはいかがでしょうか。

○市長 再三にわたって同じ質問をいただいていますので、もう一度丁寧に説明申し上げたいと思いますが、令和8年3月香芝市議会定例会において申し述べましたとおり、都市政策交通課において保有し管理するデマンド交通の利用者の個人情報、デマンド交通を利用するために必要な個人情報を収集したものでございまして、要望書に添付された署名簿の個人情報は、条例に基づく事務であるデマンド交通の運営について、氏名及び住所を記載し、個人を特定した上で具体的に要望していることを表すものでございます。

都市政策交通課が、デマンド交通の利用者の名簿と要望書に添付された署名簿を対照して、デマンド交通の利用者のうち何人が要望しているかを確認することについては、デマンド交通の運営において、要望書の内容を踏まえた課題及び方向性を検討する上で重要であ

ると考えられることから、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第2号の所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるときに該当し、適法であるものと考えてございます。

○青木恒子 今、理由、デマンド交通の運営において、要望の内容を踏まえた課題や方向性を適切に検討し、より適正な運営を図るというのは、具体的にはどういうことですか。要望内容は値上げをしないでくれたが、値上げしないでより適正な運営を図るということを検討するという趣旨なんですか。

○市長 ご質問の趣旨がよく分からないんですけども、都市政策交通課がデマンド交通の利用者の名簿と要望書に添付された署名簿を対照して、デマンド交通の利用者のうち何人が要望しているかを確認するということについては、デマンド交通の運営において要望書の内容を踏まえた課題及び方向性を検討する上で重要であると考えられるということでございます。

○青木恒子 登録利用者の名前と署名に書いた人の名前で、その署名を書いた人の中に何人登録者がいるかというのを調べることは、市の行政にとって何が必要だからしたんですか。

○市長 デマンド交通の運営において、要望書の内容を踏まえた課題及び方向性を検討する上で重要であると考えられたということでございます。

○青木恒子 じゃあ、署名者に利用回数の多い上位247人がいるという予断と偏見を持って照合したんですか。

○市長 予断と偏見を持って照合したのかという質問のご趣旨が全く分からないんですが、どういった予断や偏見なんですか。

○青木恒子 先ほどの回答の中にも、ほかの議員の方の回答にもありましたが、値上げすることによって平準化が図られたと、247人の人が使用するのが少なくなったと、そういうことが大きな成果だとおっしゃられました。そのことについての質問です。

○市長 予断と偏見を持ってというご質問ですけども、予断や偏見は持ってございません。

○青木恒子 回答の中には、値上げをすると実利用者が増加し、とありますが、その根拠は何なんですか。

○市長 何度も同じ説明を繰り返してまいりましたが、従前の運賃では、実利用回数が多数に上る方が、同じ方々が利用をします。つまり、利用状況に偏りがあるという課題がございましたが、それらの方々の利用が一定程度抑制されることによって、それら以外の方々が予約されていないという状況にありましたけれども、そういった状況が一定程度改善されるということを指しているものでございます。

○青木恒子 それでは、偏ったというような、先ほど言いましたけれども、たくさん使われておる247名の方の、なぜたくさん使わなければならなかったかということについて、行政

のほうとしては調べましたか。

○市長 デマンド交通につきましては、様々な必要から利用をされているものと承知をしてございます。

○青木恒子 様々ということで、私もこの間、先ほど国民年金の方のお話も聞きましたが、7万円弱の生活の中で、往復1,000円のデマンドタクシーが使用できないと、それで自転車に替えた。自転車に替えたところが、それがこけて骨折したという、そういうことも聞いております。そういう意味におきましては、なぜたくさん利用しなければならないのかという理由も聞かないまま、値上げすることによって利用回数の多い方の利用抑制というふうに呼んでもいいんでしょうか。

○市長 議員の話は、いつも公共交通運賃等助成事業についての取組に全く言及されないまま、デマンド交通がただ値上げをされたということばかりおっしゃるわけでございますけれども、

公共交通運賃等助成事業も実施をしてございまして、これと併せて考えることで、高齢者の最低限度の移動に要する負担額は、一部の利用回数の多い方を除いて実質的に値下げが図られることとなるわけでございます。これを、両方を合わせておっしゃっていただかないと、一面的な部分だけを、あたかも問題があるというようなことを繰り返しされますと、それこそ市民の方が誤解をされるものと考えられます。

利用の抑制と呼んでいいのかということについては、それは議員のご判断にお任せをしたいと思いますけれども、利用の平準化と利用促進の両立を図るということで、これからも不断に工夫を加えながら取り組んでいきたいというのが、本市としての見解でございます。

○青木恒子 公共交通の在り方ということについては随分議論されてきたというふうに思います。町のインフラであり、福祉であり、経済の起爆剤でありという多角的な役割があるという中でのこの位置づけだというふうに思います。

私が大きくこれで質問しているのは、こういう市民の要望を書いた内容について、氏名と住所を書いた内容を勝手に照合するということは、それは違法ではないかと、そういうふうに考えています。

そして、例えば公共交通の在り方っていうのは、たくさんの意味合いがあるのに、値上げによって利用の抑制を図るというのはおかしいと思うんですけれども、公共交通としては、よりよく、例えば予約をできることにどれだけ力を尽くしてきたのかとか、例えば偏りがあると思うのなら、その方々の調査をしたのかどうか、簡単に値上げすることによって抑制が効いたというのは、私は行政の怠慢ではないかと思うのですが、いかがですか。

○市長 行政の怠慢であるとは考えてございません。

質問通告に沿って質問をしていただかないといけないと思いますけれども。よろしくお願ひします。

○青木恒子 それでは、個人情報に関してもう一回戻って質問します。

要望書の署名者、またその周りにいる人も署名した人もですけれども、個人情報は憲法1

3条から導かれる個人の人格権です。

自己のプライバシー情報の取扱いについて自己決定する利益、自己情報コントロール権は憲法上保障されているプライバシーの権利の重要な内容と解するのが相当であると。これは、大阪高裁の平成18年11月30日の判決です。したがって、値上げを前提として、より適正な運営を図る目的の目的外使用は許されないというふうに考えますが、それは適正な行政としてのやり方でしょうか。

○市長 議員の今のご発言は、プライバシー権の定義を示している裁判所の判決文をご紹介なさったわけであって、プライバシー権というのが生活に関する情報をみだりに公開されない権利にとどまらずに、自己に関する情報をコントロールする権利も含まれるものだというものを言っているものだと思いますけれども。それはそのとおりかなというふうに思いますけれども、だから何なのかというのがちょっと分かりかねるわけでございますけれども。先ほどから申し上げているように、個人情報保護に関する法律というのが、憲法の13条を受けて制定をされているわけですね。その法律の範囲内において、先ほど第69条第2項第2号の規定も説明をさせていただきました。丁寧に答弁をしているのに、その答弁を全く無視して、ただ違法だ違法だというふうに言われても、全く建設的な議論にはならないものと考えます。

この個人情報の保護に関する法律第69条第2項第2号に違反するんだということを、それだったらおっしゃってください。この文面を読んで、なぜ違法なんだということになるのか全く分からないわけでございます。

○青木恒子 署名の氏名と住所、そしてまた行政が持っている登録者の名簿、これは照合することについて、目的外利用の必要性がありません。なぜ必要性がないかというと、それを照合することによって、具体的な政策が見いだされていないからです。

利用目的以外の目的である法令の定める事務または業務の達成のために、当該利用が必須などでは全くない。当該事務または業務をより促進、効率化させるために、当該利用が役立つものではない。このような理由によって、69条2項の2号には当たらず、第69条違反というふうに私は思います。

そして、先ほどおっしゃられた、その方の名前、個人情報ですからここで言う必要はありませんが、後ほど市長にお伝えします。大阪弁護士会のほうに入っている、同じところですよ。その方も、これを読んでいく中で、69条違反と言えるということを教えていただきました。ぜひとも、このことについて、個人情報を今後とも大事にしていっていただきたいというふうに思います。

「五位堂小学校複合化の課題」

○青木恒子 それでは、大項目の2、五位堂小学校の複合化の課題について質問します。

なぜこの問題が大きいかと申しますと、例えば公民館とか図書館とか、ふたかみ文化セン

ターとかの複合は、一時的に集まったものの建物になってきます。ところが、学校、保育所においては、長時間、安心してそこで過ごし学ぶことができるかということを保証しなければならないと、大きな違いがあると思っています。

香芝市内で、小さい敷地面積の中に、小学校とこども園の複合化の改築問題、本当に香芝市内で初めての教育現場の複合化だけに、慎重な審議が必要と考えます。

審議してきたプロセス、現場、地域の市民の声はどのように反映されているかなど、問題があると思います。

行政は、コスト面を前面に提示されていますが、子どもの権利条約に沿った学校、こども園にしていくには何が大切かということについて質問をしていきます。

まず、複合化の基本となった学校施設等整備計画策定の経過説明をしてください。

○市長公室次長 まず、趣旨、目的から申し上げます。

本香芝市学校施設等整備計画につきましては、香芝市立の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校及び学童保育所につき、優先して改築する学校施設等のほか、増築等をする学校施設等を整理し、お示しすることで、計画的に整備を進めていくために策定したものでございます。

以上です。

○青木恒子 策定したメンバーについて、行政のほうはどういう立場の方が集まって作られましたか。

○市長公室次長 お答えいたします。

会議の構成員といたしましては、市長公室長、総務部長、子ども家庭部長、都市創造部長及び教育部長でございます。

以上です。

○青木恒子 副市長も入って6名ではないですか。

○市長公室次長 お答えいたします。

副市長は、会議の初回のみ参加してございます。

以上です。

○青木恒子 なぜこういうことをお伺いしたかという、情報開示した中で、建築基本設計業務特記仕様書では、設計の概要、業務内容についてこのように書いてます。本業務に取り組むに当たり、香芝市にて策定した香芝市学校施設等整備計画の内容を参照した上で、庁内関係部署、各施設管理者との意見交換を十分行い基本設計をすることということに書いています。

ところが、これを私はホームページで探しても、本当に見当たらない。どうなっているのかということで情報開示をさせていただいたところ。基本となる、いつも立ち返って考える整備計画について、ホームページで掲載はしていますでしょうか。

○市長公室次長 ホームページには掲載してございません。

○青木恒子 こういう、やはり開かれていないなとすごく思うわけです。

過去に、学校統廃合問題で香芝市公有財産有効活用検討会議というのがあって、それは秘密裏で行われた。そこには議員も入っていたという二重におかしい問題もあったわけですが、今回は、これについて開示しないで、これに沿った基本設計を業務委託している。まさしくおかしいのではないかというふうに思います。

市民や議会に明らかにすべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○市長公室次長 教育部局のほうで、市民や議会のほうで、教育委員会会議とかで報告のほうはさせていただいていると認識してございます。

○青木恒子 教育委員会で報告したとしても、市民とか議会にこれを明らかにしていくべきだというふうに思います。

教育委員会が設置した香芝市望ましい学校環境などの検討委員会がありますよね。望ましい教育環境の在り方を調査、審議するための諮問機関。答申を受けて、最終的な結果はどうなっていくのか、このことと、この学校建設について、改築について大きく関わると思うんですけども、それについての見解を教えてください。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 望ましい学校環境検討委員会、こちらの答申につきましては、令和8年3月31日付で答申をいただいているものでございますが、現在、この内容につき、教育委員会としての見解をまとめさせていただいた上で、改めて公開をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○青木恒子 まだ答申が出ていない、そしてこれが一人歩きしている。香芝市学校施設長寿命化計画の個別施設の計画の見直しは、2027年に5年ごとに計画を見直すということになっていますが、それと今回のこの改築の整合性はどうですか。

○教育部次長兼子ども家庭部次長 香芝市学校施設長寿命化計画（個別施設計画）の改定につきましては、長寿命化という用語につきましては、広義の場合と狭義の場合とがあり、一般的には長寿命化であるため、現有の施設を長く寿命をもたせるために改修等を行っていくということであることから、改築については狭義の意味合いを取った場合にはこれに含まれないものと考えてございます。

五位堂小学校につきましては、改築でございますので、香芝市学校施設長寿命化計画（個別施設計画）の改定を待たずに実施しているものでございます。

また、香芝市公共施設等総合管理計画につきましても、更新の時期が令和8年度ということでございますので、それを踏まえまして、また個別施設計画についても見直しを図っていくものだというふうに認識しております。

以上でございます。

○青木恒子 2027年にこの個別計画を出す予定だということで、教育委員会は前の個別計画を出していますので、教育委員会の責任として出されると思うんですけども、その教育委員会の会議を待たずしてやっていくというのは教育への介入ではないですか。

○市長 誰の誰に対する介入とおっしゃいましたか。

○青木恒子 行政が先取って、教育委員会の見解を待たずに先取ってやるという、そういう意味での介入です。

○市長 行政が教育に介入するというご認識がよく分からないんですけども、教育委員会も教育行政を行っていますから、それが職務ですから、当然、実施をするものと思います。

○青木恒子 教育の現場は、教育をいかに効率よくやっていくか、子供たちにとって、どういう教育を保障していくかということを考えるのが教育の中身です。そして、そこで決まって初めて、じゃあ行政が動いていく、そういう内容です。そのところが越権行為だというふうに思います。

そして、2020年に香芝市学校施設等長寿命化計画（個別施設計画）というものが出されています。このスケジュールの中におきましては、10年間、五位堂の改築はないというふうに書いているわけです。大きく変更するわけですから、ここの会議を抜きに、例えばこれで行政のほうで先にやっていくんだということにはならないというふうに思いますが、いかがですか。

○市長 五位堂小学校の改築につきましては、議会審議も経て、当時の教育部次長が最優先で取り組むという旨、答弁したものと記憶をしております。議員のご指摘を受けて進めているものだと認識をしております。

○青木恒子 それでは、10年間、五位堂は改築……。

上位規定が、香芝市総合計画、その下に香芝市公共施設等総合管理計画、その下に香芝市学校施設等長寿命化計画と、上位規定に沿って、この3つ目にここにあるわけです。この個別施設計画というのは、教育委員会の中で設定されてきたわけです。それをしないまま、これに進んでいっているというのが、おかしいのではないかという質問をしたわけです。

それでは、この香芝市学校施設等整備計画策定会議が、この間、8回行われてきたと。そこで開示請求をしたわけですが、その開示請求した中で、学校の改築に合わせて複合化する施設の検討ということで、五位堂小学校、何と6つの課題があると書いてあるにもかかわらず、5つが黒塗りで返ってきました。課題というのは一体何だったんでしょうか、教えてください。

○議長（中山武彦） 青木議員、通告書のどの関係のことになりますか。

○青木恒子 通告は、学校施設等整備計画の経過の中です。

○議長（中山武彦） その中の、教育委員会の審議の中で、教育内容の課題は出てこなかったのかですか。

○青木恒子 第4回、8月5日の問題について、議事録の中から質問をしています。開示請求した文書から質問しています。

○教育部長 今は資料を持ち合わせておりませんのでお答えはできません。

以上でございます。

○青木恒子 後日教えてください。

黒塗りのところが結構重要です。課題を書いているにもかかわらず、黒塗りで返っている

ということなので、後日、教えていただきたいというふうに思います。

それでは、もう一つお伺いします。

教育長の臨時代理による事後の教育委員会の報告承認ということについて質問します。

2025年9月25日、10回目の教育委員会会議議事録より、教育委員会会議を開催する暇がなかったから、8月29日、教育長による臨時代理ということを書いていたけれども、これについて詳しく教えてください。

○教育部長 お答えいたします。

臨時代理につきましては、先ほど議員おっしゃるとおり、本計画が五位堂小学校の改築について、香芝市学校施設等整備計画に示されてございますが、本計画の策定に関しては、教育委員会会議を開催する暇がなかったことから、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をしてございます。

その後、令和7年第10回教育委員会会議、9月定例会において承認を経て、その後の2度にわたる改正に当たっても、教育委員会会議の議決を経ております。

また、五位堂小学校の改築に伴う基本設計業務委託料を計上した補正予算を、本市議会に提出することについて、事前に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長部局から教育委員会に対して意見聴取をしたところ、異議なく承諾されており、教育委員会の議決なく事務が進められているとの批判には当たらないものと考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 初めて香芝市で複合化に向けての小学校ということで、これは本当に重大な問題だというふうに思いますが、それについては、教育長の臨時代理により報告したと、そういうふうな経過ということで、これは地方教育行政法の第25条に違反するのではないかというふうに思います。

教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関することや、教育委員会規則の制定改廃に関すること、学校の設置及び廃止に関することなどは委任することはできないとなっています。これはもう学校の設置に大きく関わるわけですから、こういうことを悪用してはならないと。やはり上位規定は守っていくべきだというふうに思います。

次の質問をします。

この基本になっているコンクリート強度の根拠にした時期はいつなんでしょうか、教えてください。

○教育部長 お答えいたします。

香芝市学校施設等長寿命化計画に記載しておりますコンクリート圧縮強度12.2ニュートンパー平方ミリメートルにつきましては、平成26年度に実施したコンクリート調査の結果でございます。

以上でございます。

○青木恒子 それでは、コンクリート強度で、前回、臨時教育委員会会議の中で、再度調査をしようといった分だというふうに思いますが、このコンクリート強度について、12.2が出たというふうにおっしゃっていますが、各階の平均を出すということについてはご存じでしょうか。奈良県の学校施設耐震化ガイドラインにはそう書いてあります。1か所、12.2が出たとしても、その階の中の、階を割ったらそれで行けるというふうになっているんですが、それについてはご理解しているのでしょうか。

○教育部長 お答えします。

五位堂小学校につきましては、令和3年度に追加で調査をした結果、コンクリート圧縮強度の平均値は13.6ニュートンパー平方ミリメートルであったものの、一部に、奈良県学校施設耐震化ガイドラインにおいて、改築を視野に入れた総合的な検討が必要とされる13.5ニュートンパー平方ミリメートルを下回る箇所が確認されたことから、直ちに改築する必要はないものの、長寿命化改修工事を実施することができないため、適切な時期に改築をする必要がございました。

そのような中で、国の有利な財源でございます公共施設等適正管理推進事業債の事業期間が令和8年度で終了することから、香芝市公共施設等総合管理計画、香芝市学校施設等長寿命化計画を基に、香芝市学校施設等整備計画を策定し改築する方針としたものでございます。

以上でございます。

○青木恒子 コンクリート強度を、私は情報開示しました。そうしたら全体平均が16.2というふうな状況です。そして、例えば、コンクリート強度が弱いところについては、どういうふうな対応をするかということは調べましたでしょうか。

○教育部長 繰り返しの答弁になりますが、奈良県学校施設耐震化ガイドラインにおいて改築を視野に入れた総合的な検討が必要とされる13.5ニュートンパー平方ミリメートルを下回る箇所が確認されたことから、直ちに改築する必要はないものの、長寿命化工事を実施することができないため、適切な時期に改築をする必要があったと考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 香芝市の教育部において専門家の技師はおられるのでしょうか。

○教育部長 専門技師ということにつきましては、一般事務職でない職種ということで建築技術職、土木技術職の職員というふうに捉えますと、現在、教育委員会事務局におきましては、建築技術職の職員が3名、土木技術職の職員が1名配置されております。

以上でございます。

○青木恒子 私もちよっと調べて、建築の設計の1級免許を持っている方にお聞きしました。コンクリート強度が弱い場合は、そのところに強度の接着剤のようなものを流し込む。それか、または鉄板のようなもので囲い込む。そういう対応の仕方があるということですよ。今回、この問題は、58億円という大きな金額を使つての工事になってきます。この比較をされたのかどうか教えてください。

○**教育部長** 先ほど答弁したとおり、奈良県学校施設耐震化ガイドラインに基づいて判断したものでございます。

以上でございます。

○**青木恒子** ガイドラインにもやり方は書いていますので、1か所が出たからという問題がないということだけ指摘しておきます。

そうしたら、次に行きます。

工事中の2年間の体育授業、子供たちの体育授業の保障については、仮グラウンド930平米となっていますが、前回、ほかの議員の方に聞けば、十分じゃないかという声を聞いているということですが、その見解でよろしいでしょうか。

○**議長（中山武彦）** 青木議員、今の部分、通告書の部分ではどの部分に当たりますか。

○**青木恒子** 中項目3、五位堂小学校基本設計の課題です。

○**議長（中山武彦）** 体育授業の、もう一度ちょっとお願いできますか。

青木議員。

○**青木恒子** 体育授業、仮グラウンド930平米ということになっていますが、教育的視点で、これで十分だと考えているかどうかお答えください。

○**教育部長** お答えいたします。

五位堂小学校の改築に当たりましては、既設のプール施設を除却した上で、校舎南側の運動場部分に校舎を改築するため、工事中は運動場が狭小になりますが、可能な限りその面積を確保する方針でございます。

基本設計図書では、仮運動場は、ご指摘のとおり約1,000平方メートルになるとされておりますが、五位堂小学校の教職員とも協議する中で、約1,000平方メートルの面積であっても児童の遊び場として使用することや、通常授業を実施することはできる見通しでございます。

一方で、運動会などの大規模な行事や、それに向けての練習のための使用については困難であると思われるので、代替手段を検討しているところでございます。

以上でございます。

○**青木恒子** 240名以下では2,400平米、500人以下では5,000平方メートル、これが教育条件として必要だということを言われています。900なんです。ぜひとも、子どもの権利条約に沿ったやり方をしていってほしいと思います。

もう一つ、北側に設置されている運動場について、香芝市内に北側に運動場があるところはありますか。

○**議長（中山武彦）** 通告では、北側に……。

小学校のことですか。設計されている運動場について、これですか。北側に運動場があるところはありますか。

○**教育部長** お答えいたします。

香芝市立香芝西中学校と香芝市立旭ヶ丘小学校につきましては、サブ体育館の北側に運

動場がございます。

以上でございます。

○青木恒子 なぜこれを質問したかといいますと、八尾には14校の小・中学校があるそうです。そこでは、北側の運動場は1か所だけ。なぜ北側が駄目かといいますと、冬が来たら霜が降りて、いざ体育をするときにどろどろになるという、そういう事態の中で、考慮した上で配置を決めているということです。

それでは、この問題については、やはりコストありき、期限ありきで、あまりにも忙しすぎ。そして、代替の運動場の場所も未定。プールの利用場所も未定。こども園の近くの駐車場についても未定。未定のままで見切り発車するのは子供に大きな負担がかかると思っています。

ぜひとも、この問題についても今後追及していきたいというふうに思います。

「生活保護の違法減額の対応 窓口での利用者支援」

○青木恒子 大項目の生活保護の違法減額の対応についてお尋ねします。

生活保護基準の違法減額になった経過を教えてください。

○健康福祉部次長 令和7年6月27日の最高裁判所の判決におきまして、平成25年の生活扶助基準の改定時に生活保護費が引き下げられたことにつきまして、減額根拠に合理的な専門的裏づけがないこと等を理由に違法であると判断されたことを受けまして、国はその減額された分の一部の差額を追加給付することを決定したことから、本市におきましても生活保護費の追加給付を行っていくものでございます。

以上です。

○青木恒子 ありがとうございます。

2013年の自民党の安倍政権のときに、生活保護基準を10%切り下げたということで、1,000名の人の原告や保護を利用されてる方が、命のとりで裁判を10年間闘う中で出た判決です。

4.78%の引下げにもかかわらず、今回支給されるのは2.49%ということで、これについても大きな課題を残すところだというふうに思います。

この生活保護基準については、49項目の社会保障と連動しているわけですが、大きな連動を受けているという中で、例えばどういう制度があるか教えてください。

○健康福祉部次長 こちらは、就学援助や、障害者総合福祉支援法に基づく自立支援医療の自己負担額等、各種減免等の制度に影響があったものと認識しております。

以上です。

○青木恒子 49項目に関わるこの生活保護基準を、こういうふうな簡単に切り下げてしまったということについては、大きな問題だというふうに思います。

難病法に基づく医療費の助成だとか、大学授業料の減免だとか、障害者福祉サービス、さ

つき言われたように、老人ホームへの入所措置徴収金など、そういうところに大きく左右される問題です。

ぜひとも、この問題、早くしてほしいというふうに思います。追加給付事業の給付方法は早急にしてほしいわけです。1,000名の原告がいてたわけですが、もう既に235名は亡くなっているという事態です。この権利は、亡くなったら相続はできません。

香芝市の場合、この追加給付の世帯は何人でしょうか。

○健康福祉部次長 現在、保護受給中の方で、追加給付の対象となる世帯は312世帯となっております。312世帯でございます。

以上です。

○青木恒子 312世帯に配られるわけだというふうに思うんですけども、DVの関係の人もおられると思うんですが、それは世帯に配布ですか、そういう方については配慮されて配布ということは今考えていないのでしょうか。

○健康福祉部次長 現状、これは世帯単位での生活保護の受給という形になっておりますので、世帯に支給されるものでございまして、香芝市の現状におきましては、そういった方は今現状いらないので、問題ないものと考えております。

以上です。

○青木恒子 ありがとうございます。

じゃあ、過去に香芝市で生活保護を受給されていた方の、追加給付の対象世帯はどのような手続が必要になるんでしょうか。何世帯かというのを教えてください、まず。

○健康福祉部次長 平成25年度以降、死亡した被保護者を除く保護廃止世帯である307世帯が対象となってきます。

以上です。

○青木恒子 じゃあ、その追加給付に係る周知の方法はどういうふうな形で行われますか。

○健康福祉部次長 令和8年3月30日に、最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センターが国において開設されまして、各種広報媒体を利用し周知されております。

また、本市のホームページにおきましても周知を図っている状況でございます。

以上です。

○青木恒子 限られた世帯数ですけども、お忙しいと思いますが、緊急の問題ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、日常の窓口での利用者支援ということについてお尋ねします。

生活保護利用者に行う説明義務の内容について、本当に厚い生活保護手帳というのがあろうと思うんですけども、私がちょっと相談を受けたのは、新規申請時のときに、通院移送費の説明、病院の移動の費用ということで、これでは回数を減らさなければならぬと、交通費が高いのでということで、主治医にその方が伝えたら、そこで初めて移送費が出るということが分かったそうです。

そこで、5年間通院されているそうですけれども、窓口の対応は、これからこういうこと

については、どうであったか、今後の、これからの対応ということについて何か考えておられることがあったら教えてください。

○健康福祉部次長 生活保護の制度につきましては、生活保護開始時に、制度の概要、保護の種類及び範囲、支給日などについて説明をしております。

また、通院移送費につきましては、その人の状況によりまして、口頭で説明することもありますし、あくまで生活保護のしおりに記載しているとおりで、読んでいただくというところを基本に考えております。

以上です。

○青木恒子 これは要望ですけれども、聞いた聞かないとかになると、窓口での説明義務のある項目については、しおりだけではなくて、例えば病院の中だったらチェック項目がありますよね。これについて聞いたとかというふうな感じ。お互い、そのところを理解し得るような、そういう資料提供っていうのも考えてみてはどうかということで、これは提案しておきたいと思います。

生活保護利用者が通院されるときに、利用可能な病院であるとか、急病で医療券を事前に取りに行けないというときなどはどうされていますか。

○健康福祉部次長 急な病気などで事前に医療券の取得が困難な場合には、医療券を医療機関に直接交付することとしております。

以上です。

○青木恒子 急な病気ということについては、例えば電話で連絡して、そういうふうな対応になるということでしょうか。医療券のことです。

○健康福祉部次長 基本的には、連絡とともに医療券を直接、発行するということで、病院のほうにも連絡をした上で送付等をさせていただくというところでございます。

以上です。

○青木恒子 よろしくをお願いします。

気候温暖化により、今年の夏は昨年よりも暑く、熱中症が危惧されるというふうに、先ほどの質問でもありましたけれども、高齢者の多い生活保護利用者で、エアコンを設置していない人数は、世帯はどれだけでしょうか。

○健康福祉部次長 居宅に冷房器具が設置されていない世帯は4世帯でございます。

以上です。

○青木恒子 命に関わる問題ですから、市のほうからそういう援助をしていく、そういうことが必要かなというふうに思います。

奈良市のほうで一歩進んだということも聞いていますので、行政のほうとしてもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

国民の暮らしが、気候温暖化の実態に合っていない、国の制度の生活保護制度の遅れだと思いますが、冬季加算は出ていますが、夏季加算が出ていないなども、本当に今の実態に合っていないと思うんですけれども、香芝市としての対応をお聞かせください。

○健康福祉部次長 香芝市として独自の支援金等は現在考えておりませんが、冷房器具の利用を控え熱中症になることがないように、現在、近畿市長会を通じまして夏季加算額の新設を国に要望しているところでございます。

以上です。

○青木恒子 命に関わる問題ですから、これこそが緊急課題というふうに思いますから、行政のほうで支援のほうをお願いしたいというふうに思います。市長、これはいかがでしょうか。

○市長 先ほど次長が答弁したとおり、夏季加算額の新設を国に要望していきたいと考えてございます。これはもう既に要望してございます。

引き続き、要望してまいりたいと思います。

○青木恒子 ぜひとも香芝市独自で、先ほどの住宅の保障も含めてですけれども、困窮されている方に手厚い市政が市民からも望まれているというふうに思いますのでよろしく願いしたいと思います。

それでは、香芝市の行政は、石油危機、ナフサ危機、物価高騰で値上げが相次ぐ中、気候温暖化で市民の暮らしも大変になってきています。エンゲル係数が30%を超えている高齢者に対して、デマンドタクシーの2.5倍の値上げ、小学校5人、中学校3人の教員が8人足りないままの教育現場、限りある予算の中で何が優先されるべき問題か、財政計画のバランスが問われているというふうに思います。

ナフサ不足で廃業者、建築資材も不足し、工事中断と建築資材高騰、情勢が本当に厳しくなっています。こんなときに、スポーツ公園、道路整備、ほかの大型プロジェクト、建設ありき、公約ありきで進めるのは、将来、市民に負担をかけてしまうのではないかと危惧しています。ナフサショックの中の中小企業支援や、教育現場の教員をいかに補充していくか。市民の福祉増進のために公共交通の値下げ、就学援助の充実、生活保護制度の充実、ハラスメントのない議会や行政、市民に寄り添った柔軟な政策の実現を、今、立ち止まって考え直していくときではないかというふうに思います。

これで発言を終わります。